

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年12月27日(水)岐阜県発表資料															
担		当		課	担	当	係	担	=	当	者	電	話	番	号
												内線	4553		
技	術	検	査	課	建設	業企	画監	Ŀ	丰島	方	子	直通	058-	272-	8504
												FAX	058-	278-	2734
												内線	8021		
出	納	管	理	課	用	度	係	7	宗宮	由信	圭	直通	058-	272-	8715
												FAX	058-	278-	2787

入札参加資格停止の措置について

1 概要

三愛物産(株)の岐阜支店長が、岐阜県山県市発注の配水ポンプ盤更新工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和5年11月29日に岐阜県警に逮捕された。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第4号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第4号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

三愛物産(株)(本店:愛知県名古屋市)

4 停止期間

令和5年12月28日から令和6年9月27日まで(9カ月)

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(抜粋) (資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに 該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、 当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措	置	要	件		期	間
(競売入札妨害又は談合	<u>`</u>)					
4 次の(1)から(3)まで	ごに掲げる者	が競売入村	1.妨害(刑法	(明治40年法律		
第45号) 第96条0	06第1項に	規定する剝	罪をいう。)	又は談合(刑法第		
96条の6第2項に規	見定する罪を	いう。)の	の容疑により	逮捕され、又は逮		
捕を経ないで公訴を携	起されたと	き。				
(1) 代表役員等					10カ月以上	:12カ月以内
(2)一般役員等					7カ月以上	:9カ月以内
(3)使用人					4カ月以上	:6カ月以内

○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」(抜粋) (入札参加資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び**第2**に掲げる措置要件のいずれかに 該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者 について個別の入札に参加できないようにする措置(以下「入札参加資格停止」という。)を行うものとする。

別表第2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合)	
4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治4	
0年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合	
(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。) の容疑により逮捕さ	
れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	 10 か月以上 12 か月以内
(1) 代表役員等	7か月以上9か月以内
(2)一般役員等	- 7か月以上9か月以内 - 4か月以上6か月以内
(3)使用人	4 // / / / / / / / / / / / / / / / / /